

※△は特約付帯となり、別途掛金が必要となります。

# 事故の際のさまざまな出費も補償

総合  
火災共済

普通  
火災共済

さわやか  
爽  
共済

A



## 臨時費用



①~⑦の事故の場合、共済金のほかにその30%を臨時の費用としてお支払いします。  
※ただし1回の事故につき1構内ごとに住宅物件は100万円、非住宅物件は500万円が限度です。

B



## 残存物取片づけ費用



①~⑦の事故の場合、共済金の10%の範囲内で残存物の取片づけに要した実費をお支払いいたします。

C



## 失火見舞費用



①または③の事故で他人の所有物に損害を与えたとき。 **20万円×被災世帯数**  
※ただし1回の事故につき共済金額の20%が限度です。

D



## 傷害費用



①~⑨によって共済金が支払われる場合に、契約者または親族、使用人に次の被害があったとき。  
●死亡・後遺障害(事故の日から180日以内) **共済金額の30%**  
●重傷(14日以上入院または30日以上医師の治療) **共済金額の2%**  
※住宅物件の場合1回の事故につき1名ごとに1,000万円が限度です。非住宅物件の場合1回の事故につき1名ごとに1,000万円、1構内ごとに5,000万円が限度です。

E



## 地震火災費用



地震、噴火などにより火災が発生し、次の損害が生じたとき  
(1)建物が半焼以上または損害の額が20%以上となったとき  
(2)家財が共済の目的の場合は、家財を収用する建物等が半焼以上または家財の損害が80%以上となったとき  
(3)共済の目的が設備・什器または商品・製品の場合は、これらを収用する建物等が半焼以上となったとき **共済金額×5%**  
※ただし、1構内ごとに300万円が限度です。

F



## 修理付帯費用



①~③の事故で、損害の原因調査費用や仮修理費用、仮設物費用などの実費をお支払いいたします。  
ただし、非住宅物件に限ります。  
※1構内ごとに共済金額×30%または1,000万円のいずれか低い額が限度です。

G



## 損害防止費用



①~③の事故で、損害の防止、軽減のために支出した必要または有益な費用をお支払いいたします。  
例 使用した消火器などの再取得費用など